

第 3 5 号議案

桶川市道の駅べに花の郷おけがわ設置及び管理条例

(設置)

第 1 条 道路利用者に対し休憩の場を提供するとともに、市の魅力を発信し、産業を振興し、及び災害時の防災拠点機能を確保することを目的とする施設として、道の駅べに花の郷おけがわ（以下「道の駅」という。）を桶川市大字川田谷 4 3 2 4 番地の 1 に設置する。

(業務)

第 2 条 道の駅は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 道路利用者への休憩の場の提供に関する事。
- (2) 観光情報、道路情報等の発信に関する事。
- (3) 訪れる人と地域の人々との交流の促進に関する事。
- (4) 物販・飲食施設を通じた地域の産業の振興に関する事。
- (5) 災害時の防災拠点機能の確保に関する事。
- (6) その他道の駅の設置の目的を達成するために必要な事業に関する事と。

(指定管理者による管理)

第 3 条 道の駅の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 2 条各号に規定する業務
- (2) 別表に掲げる施設又は敷地（以下「施設等」という。）の特別利用（第 1 3 条第 1 項に規定する特別利用をいう。第 4 号において同じ。）の許可、変更及び許可の取消しに関する業務
- (3) 道の駅の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 特別利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の納入、減免及

び還付に関する業務

(5) その他道の駅の運営に関して市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

(1) 道の駅の事業計画書

(2) その他市長が必要なものとして規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1) 事業計画による道の駅の運営が第1条に規定する道の駅の目的を達成することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が道の駅の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の節減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(指定管理者の公表等)

第7条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第 8 条 指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第 10 条第 1 項の規定により指定が取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該月までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 道の駅の管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 利用料金の収入の実績

(3) 道の駅の管理に係る経費の収支状況

(4) その他市長が道の駅の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(業務報告の聴取等)

第 9 条 市長は、道の駅の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期若しくは臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第 10 条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき理由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損失が生じても、市長はその補償の責めを負わない。

(休業日)

第 11 条 道の駅の休業日は、指定管理者が道の駅の管理上必要があると認め、市長の承認を得た日とする。

(開館時間)

第 12 条 道の駅の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 指定管理者は、道の駅の管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。

（特別利用の許可）

第13条 施設等において、物品の販売、募金その他これらに類する行為をし、興行を行い、又は展示会、集会その他これらに類する催しを行うことを目的とした利用（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る特別利用について条件を付すことができる。

（特別利用の制限）

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、特別利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、道の駅の設置の目的に反すると認められるとき又は管理上支障があると認められるとき。

（利用権の譲渡等の禁止）

第15条 第13条第1項の許可を受けた者（以下「特別利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（特別利用の許可の取消し等）

第16条 指定管理者は、特別利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は道の駅の管理上特に支障があると認められるときは、特別利用を停止し、又は当該特別利用の許可の取消し若しくは変更をすることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 不正な手段によって特別利用の許可を受けたとき。

(3) 前 2 号に定めるもののほか、特に必要があると認めるとき。

2 指定管理者は、特別利用者が前項各号のいずれかに該当することにより、同項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(利用料金の納入)

第 17 条 特別利用者は、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第 18 条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第 19 条 指定管理者は、市長の承認を得たときは、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第 20 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復)

第 21 条 特別利用者は、特別利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第 16 条第 1 項の規定により、特別利用の停止又は許可の取消し若しくは変更の処分を受けたときも同様とする。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第 10 条第 1 項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった道の

駅の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

（損害賠償等）

第 2 2 条 特別利用者又は指定管理者は、自己の責めに帰すべき理由により、道の駅の施設若しくは設備を損傷し、又は道の駅の物品を紛失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

（遵守事項）

第 2 3 条 指定管理者は、特別利用者及び入場者の遵守事項を定め、道の駅の管理上必要があると認めるときは、適切な指示をするものとする。

（入場の禁止等）

第 2 4 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者（駐車場にあっては、車両を含む。）については、道の駅への入場を禁止し、又はその者に退場を命ずることができる。

（1）道の駅内の秩序を乱し、又は他人に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれのある者

（2）火薬類その他危険物を所持する者（指定管理者の許可を受けている者又は駐車場にあっては、法令等の基準に適合し、安全性が確保されている車両を除く。）

（3）道の駅の係員の指示に従わない者

（4）その他道の駅の管理上支障があると認められる者

（秘密保持）

第 2 5 条 指定管理者又は道の駅の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 5 7 号）第 6 6 条第 2 項において準用する同条第 1 項及び第 6 7 条の規定により個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、道の駅の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のため

に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 第3条の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定に関して必要な行為は、この条例の施行前においても、第5条から第7条までの規定の例により行うことができる。この場合において、当該規定中「申請書」とあるのは「申請書又はこれに準ずる書類」と、「事業計画書」とあるのは「事業計画書又はこれに準ずる書類」と読み替えるものとする。

別表（第4条、第17条関係）

NO	施設等	利用単位	利用料金
1	イベントスペース (大屋根広場)	1時間	次に掲げる金額のうち いずれか高い額 (1) 1,000円 (2) 売上額に100分の 30を乗じて得た額
2	イベントスペース以 外の施設及び敷地	1時間(20平方メートル)	次に掲げる金額のうち いずれか高い額 (1) 100円 (2) 売上額に100分の 30を乗じて得た額

備考

次の各号のいずれにも該当する場合は、各項の利用料金の欄第1号の額

は当該額の倍額とする。

- (1) 桶川市内に住所、事務所、事業所等を有しない者が利用する場合
- (2) 北本市又は鴻巣市に住所を有しない者が利用する場合
- (3) 指定管理者との間で道の駅における物品の販売又は業務の受託のための契約を締結していない者が利用する場合
- (4) 前３号に掲げる者を主たる構成員として利用する場合

令和６年６月５日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

道路利用者に対し休憩の場を提供するとともに、市の魅力を発信し、産業を振興し、及び災害時の防災拠点機能を確保することを目的とする施設として、道の駅べに花の郷おけがわを設置したいので、この案を提出するものである。